

旅行業務取扱料金表

株式会社JR東日本びゅうツーリズム&セールス

(2024年 4月 1日現在)

国内旅行

手配旅行に係る取扱料金

お申込み内容		料 金
(1)	宿泊機関と運送機関・観光施設・航空券等の複合手配の場合	旅行費用総額の20%以内 ※宿泊機関等1件1手配につき 550円、運送機関等1件1手配につき 1,100円、観光施設等1件1手配につき 1,100円、航空券1区間につき 1,100円の合算額を下限とします。
(2)	宿泊機関等のみ手配する場合	1件1手配につき費用の20%以内（下限550円）
(3)	運送機関等のみ手配する場合	1件1手配につき費用の20%以内（下限1,100円）
(4)	観光施設等のみ手配する場合	1件1手配につき費用の20%以内（下限1,100円）
(5)	航空券のみを手配する場合	1区間につき費用の20%以内（下限1,100円）
(6)	宿泊機関と運送機関・観光施設・航空券等の複合手配の場合の変更・取消料金	当該変更・取消の宿泊機関・運送機関・観光施設・航空券等に係る旅行費用の20%以内
(7)	宿泊機関と運送機関・観光施設・航空券等の個別手配の場合の変更・取消料金	宿泊機関等 1件1手配につき 550円 運送機関等 1件1手配につき1,100円 観光施設等 1件1手配につき1,100円 航空券 1区間につき 1,100円
(8)	駅・空港等での幹旋サービス料金	幹旋サービス員 1名につき11,000円
(9)	添乗サービス料金（宿泊費用・交通費用・食事費用等の旅行実費を除く）	旅程管理業務を行う添乗員 1名 1日につき33,000円
(10)	旅行日程表の作成	1件2,200円
(11)	旅行代金の見積書の作成	1件2,200円

(注)

- 旅行業務取扱料金には消費税が含まれます。なお、消費税の計算にあたっては、1円未満を切捨ていたします。
- 「旅行費用」とは、旅行サービスの提供を受けるため運賃、宿泊料その他の名目で運送、宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。
- 「1手配」とは、同一の手配を同時に行う場合は複数名でも「1手配」と数えます。手配日・利用日・利用期間・利用区間・提供期間等が異なる場合はそれぞれ「1手配」と数えます。
- お客様のご都合によりご旅行を中止される場合で、当社が当該旅行の手配・相談の一部または全部を終了している場合は、これに係る旅行業務取扱料金を申し受けます。
- 運送機関等とは、JR券手配を除きます。
- 観光施設等とは、入場・食事・宴会・写真撮影等の手配をさします。
- 宿泊機関や運送機関・観光施設・航空券の変更・取消に係る旅行業務取扱料金は、当該の宿泊機関や運送機関・観光施設・航空券が定める取消料とは別に申し受けます。ただし、JR券を取消・払戻す場合は、旅行業務取扱料金はいただきませんが、JRが定める取消料・払戻手数料を申し受けます。
- 添乗員・幹旋員の交通費等は別途実費を申し受けます。
- 通信費・送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。